

長崎拘置支所の収容業務停止に強く反対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は、長崎拘置支所の収容業務を停止するとの法務省の決定に対し、強く反対する。
- 2 当会は、長崎拘置支所の修繕又は建て替えを行い、長崎拘置支所での収容業務を継続するよう求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

拘置所は、有罪か無罪かが確定する前の逮捕・勾留されている被疑者・被告人（未決の者）等を収容するための施設である。長崎拘置支所は、長崎県内の拘置支所の中で、年間の収容合計人数が最も多く、とりわけ長崎地方裁判所本庁において起訴された被告人を多く収容する施設である。

長崎刑務所は、事前に長崎県弁護士会への照会やヒアリング等を一切行うことなく、令和5年2月6日付文書において、長崎県弁護士会に対し、老朽化を理由に、「令和5年11月末頃に、長崎拘置支所の収容業務を停止し、収容業務を長崎刑務所（諫早市）に集約する」と通知した。

しかし、長崎拘置支所の収容業務停止には、以下のとおり重大な弊害が生じることから、当会は、長崎拘置支所の収容業務を停止するとの決定に強く反対するとともに、同支所の修繕又は建替えを行い、同支所における収容業務を継続するよう求めるものである。

2 収容業務停止に伴う弊害

(1) 被疑者・被告人の防御に重大な支障が生じること

ア 身体の拘束を受けている被疑者・被告人にとって、弁護士等の援助を受けることは重要な権利である。憲法34条前段は、弁護人の援助を受ける権利を定め、これを受けて刑訴法39条1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会をし、書類の授受をすること

ができるとする接見交通権を定めている。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第31条においても、拘置所に収容される未決拘禁者、すなわち、有罪の確定していない被疑者・被告人の処遇にあたっては、未決の者としての地位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならないと規定されている。

そして、拘置所が弁護人の法律事務所から遠く離れている場合、適時かつ十分な接見を行うことができずに、被疑者・被告人に重大な不利益が生じる危険がある。たとえば、逮捕・勾留された被疑者は、捜査機関の取調べを受けるに当たって弁護人からの助言を速やかに受けられずに虚偽自白や冤罪の危険に曝されるおそれがあり、起訴後の被告人は、公訴事実の認否、検察官請求証拠に対する意見、証人尋問・被告人質問の準備等、公判における防御権行使が阻害されるおそれがある。

イ 長崎刑務所に収容業務が集約された場合、長崎刑務所に収容されている被疑者・被告人の弁護人の多くを、長崎市内に法律事務所のある弁護士が担当することになる。その場合、地理的な要因によって、被疑者・被告人との接見に支障が生じることは明らかである。

たとえば、長崎駅から同刑務所に赴くには、公共交通機関を利用した場合で片道1時間半から2時間、自家用車を利用した場合でも片道1時間近くを要することになり、長崎拘置支所に赴くの比し、所要時間が格段に増すことになる。

また、収容業務が長崎刑務所に集約されると、長崎地裁の本庁管轄と大村支部管轄地域の被疑者・被告人を拘置所に収容する場合、いずれも長崎刑務所が収容先となり、収容人数が相当増えることが予想される。これにより、弁護人の接見や一般面会が集中し、弁護人の接見の待ち時間が非常に長くなる事態が生じ得る。その結果として、弁護人の時間的制約により、接見回数及び接見時間が減少しかねない。

特に、公判が連日開廷される裁判員裁判においては、公判終了後に被告人と弁護人が連日接見を行い、翌日の公判に向けた打合せを行う必要がある。接見のための十分な時間が確保できなければ、連日開廷の前提が崩れることにもなりかねず、被告人の防御権行使に重大な支障が生じる。

ウ このように、長崎拘置支所の収容業務を停止して長崎刑務所に収容業務を集約することになれば、適時かつ十分な接見が困難となり、被疑者・被告人と弁護人との接見に著しい支障が生じ、ひいては被告人の防御権を侵害する。

(2) 被疑者・被告人と家族等との面会に多大な支障が生じること

ア 前記のとおり、長崎刑務所に収容業務が集約された場合、移動時間が格段に増加したり、接見するための待ち時間が非常に長くなったりする事態が生じ得る。

イ 被疑者・被告人は、家族、友人、職場関係者、福祉関係者等（以下「家族等」という。）と面会することで、身体拘束がされている状況でも、社会生活上重要な情報を共有したり、再犯防止や社会復帰に向けた準備をすることが可能となる。

特に、家族との面会は、被疑者・被告人が、夫婦関係や子どもの養育についてなど家庭内の将来的な問題について協議したり、家族との面会を通じた交流そのものが精神的安定や再犯防止・更生の意欲につながる。

したがって、家族等についても、適時かつ十分な面会が行われる必要性は高い。

ウ このような重要な意義をもつ家族等との面会が、移動に要する時間や費用が増加したり、面会室が混雑して待ち時間が非常に長くなったりすることで制約されることは、被疑者・被告人に重大な不利益が生じる危険がある。

3 全国的な刑事施設の収容業務停止や廃止の傾向に歯止めをかける必

要性

国は、近年、刑事施設の老朽化、予算の不足、収容人数の減少傾向、職員の合理的人員配置等の理由で、全国的に拘置支所等の刑事施設（以下「拘置支所等」という。）の収容業務停止や廃止を進めている。長崎拘置支所の収容業務停止もこのような国の方針の一環であると考えられる。

しかし、すでに述べたとおり、拘置支所等において、被疑者・被告人と弁護人との接見や家族等との面会が適時かつ十分になされることが、被疑者・被告人の防御権や更生・社会復帰の観点から重要であり、長崎拘置支所に限らず、拘置支所等の収容業務停止や廃止による弊害は大きい。全国的な拘置支所等の収容業務停止や廃止の傾向は、日本の司法インフラを毀損するものであり、もはや長崎県だけの問題ではない。長崎拘置支所の収容業務停止を許せば、全国的な拘置支所等の収容業務停止や廃止の傾向が一層広がることが懸念され、このような傾向に歯止めをかけなければならない。

4 結論

以上のとおり、長崎拘置支所の収容業務を停止するという法務省の決定には、弁護活動や被告人の人権保障の観点から重大な問題がある。当会としては到底容認できるものではなく、同決定に強く反対し、同所において収容業務を継続するよう求める。

2023年（令和5年）8月31日

佐賀県弁護士会

会長 櫻田 康 則